

越 介 保 第 5 号  
令 和 8 年 4 月 3 日

介護保険事業者等 各位

越谷市高齢介護部介護保険課長

### 介護施設等における令和8年度整備事業に関する調査（照会）

平素から、本市の介護保険制度の運営にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。  
本市では、国の補助金を活用した、令和8年度の補助事業として下記事業の実施について、該当事業所がある場合には国と協議を行う予定です。

本件については、既に令和8年2月16日から同年2月27日までの間に所要調査を行いました。改めて国との協議にあたり見込み量を把握するための調査を行います。

については、管内事業所において令和8年度中（補助事業として採択されてから令和9年3月31日までに事業が完了すること）に下記事業を検討している場合は、回答期限が短く恐縮ですが、下記提出物をご提出願います（事業を予定・検討していない場合、回答・提出は不要です）。

### 記

#### 1 回答期限

令和8年4月17日（金）午前10：00厳守

#### 2 事業内容

- (1) 既存の高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業
- (2) 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業
- (3) 社会福祉連携推進法人等に係る高齢者施設等の大規模修繕等支援事業
- (4) 高齢者施設等の非常用自家発電・水害対策強化・給水設備整備事業
- (5) 高齢者施設等のブロック塀等改修整備・換気設備整備事業

※各事業の概要については、別紙1のとおり。

#### 3 提出物

- ① （別紙2）調査票
- ② 平面図、位置図、写真等（現況及び改修箇所等が分かるもの）
- ③ 見積書（公的機関、工事請負業者等の民間事業者）

※民間事業者の場合複数者

#### 4 回答方法

メール (kaigo@city.koshigaya.lg.jp) または F A X (048-965-3289) で別紙「調査票」を送付してください (該当事業がある場合のみ)。

提出先：越谷市 高齢介護部介護保険課 計画担当

#### 5 留意事項

- 1) 本調査については、国との協議及び令和8年度補正予算に向けた調査であるため、事業の実施及び補助金の交付を約束するものではありません。  
また、当該各事業については国の補助を受けるものであるため、国との協議が整わない場合についても、事業を実施しない可能性があります。  
なお、現時点において国からの正式な要綱が示されておりませんので、当該要綱が示された際には、内容に変更が生じる可能性がございます。
- 2) 前回所要調査 (令和8年2月16日から同年2月27日までの所要調査) で、ご回答いただいた、或いはお問い合わせいただいた介護保険事業者等 (法人) におかれましても、本事業を検討している場合は、必ず本調査でのご回答 (調査票等の提出) をお願いいたします (本調査でのご回答がない場合は、国との協議を行いませんので、ご注意願います)。

(問い合わせ先)

越谷市高齢介護部 介護保険課 計画担当

TEL : 048-963-9305

### (1) 既存の高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業

消防法令の改正に伴い、新たにスプリンクラー設備等の整備が必要になる施設に対する補助事業

#### 対象種別

軽費老人ホーム、有料老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊を伴う事業

(定員のうち要介護3～5の入居者が半数以上を占める場合等、「避難が困難な要介護者を主として入居させるもの」に該当する施設を除く)

### (2) 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業

耐震化改修、水害対策に伴う改修等や施設の老朽化に伴う大規模修繕等(非常用自家発電設備の設置を含む)を行う事業

#### 対象種別

地域密着型特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所等

### (3) 社会福祉連携推進法人等に係る高齢者施設等の大規模修繕等支援事業

高齢者施設等の利用者等の安全・安心を確保するため、施設の老朽化に伴う大規模修繕等を行う事業

#### 対象種別

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム

(令和4年4月から施行された社会福祉連携推進法人制度による社会福祉連携推進法人の会員の施設等又は令和4年4月以降に法人間合併を行った法人内の施設等に限る。)

### (4) 高齢者施設等の非常用自家発電・水害対策強化・給水設備整備事業

災害による停電・断水時にも施設機能を維持するための電力や水の確保を自力でできるように、非常用自家発電設備(燃料タンクを含む)、水害対策に伴う改修等の整備、給水設備(受水槽・地下水利用給水設備)の整備事業

#### 対象種別

#### ①非常用自家発電設備・水害対策強化

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム

#### ②給水設備

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所等

#### (5) 高齢者施設等のブロック塀等改修整備・換気設備整備事業

- ・災害によるブロック塀の倒壊事故等を防ぐため、ブロック塀等の改修を行う事業
- ・施設の立地等により窓があっても十分な換気が行えない場合にも定期的に換気ができるように、換気設備を設置する事業

##### **対象種別**

###### ①ブロック塀等の改修

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、  
認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、老人デイサービスセンター 等

###### ②換気設備

入所系の介護施設・事業所